

大学院修士課程における授業料後払い制度について

日本学生支援機構 授業料後払い制度について

授業料後払い制度とは、大学院修士課程(博士前期相当の課程を含む)や専門職学位課程の在学者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付(後払い)できるという制度です。

実際の方法としては、機構が授業料相当額の奨学金を奨学生に貸与したものと原則学校に振り込み、卒業後に、所得に応じて(大学にではなく)機構に返還していただくものです。

授業料後払い制度では、授業料相当額の支援である「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。なお、生活費奨学金は、学校ではなく奨学生本人の口座に振り込みます。

制度の概要

- 在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いする制度です。
- 授業料は、授業料支援金として日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。
- 併せて生活費奨学金として月額2万円または4万円(選択可)の貸与を受けることができます。受けないことも可能です。生活費奨学金のみの貸与はできません。
- 機関保証(保証機関が連帯保証する制度)への加入が必須であり、保証料の支払いが必須となります。
- 第一種奨学金(無利子)との併用はできません。

対象者

以下の条件を全て満たす者

- 令和6年度以降に国内の大学院修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む)に進学した者。(※)
- 本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者。
- 日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。
- 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

※令和6年度については、上記に加え以下のいずれかに該当する者のみが対象。

(1)2024(令和6)年度秋の新規入学者

- (2)2024(令和6)年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となることがあり、かつ、学部等を2024(令和6)年3月に卒業した後、就職や他の大学院への進学を挟まずに大学院へ進学した者。(家計基準により支援区分対象外、廃止となった者を含む)

貸与を受けられる金額

【授業料支援金(無利子)】

上限額は年535,800円(年額)。授業料の免除を受けた場合、免除後の金額になります。大学の授業料免除への申請は別途必要です。

- 日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、授業料に充当されます。
- 授業料に保証料を加えた金額が貸与額になります。

【生活費奨学金(無利子)】

希望者へ2万円又は4万円(選択可)の生活費を貸与します。(希望しないことも可能)

- 毎月、保証料を引いた額が日本学生支援機構から本人に振り込まれます。
- 生活費奨学金のみの貸与だけを申請することはできません。

卒業後の返還

- 本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じ、授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計)及び生活費奨学金を返還する必要があります。
- 返還方法は「所得連動返還方式」のみです。「定額返還方式」は選択できません。

注意事項

- 本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受けることができません。第二種奨学金(有利子)の貸与は可能です。
- 保証料の支払い(機関保証への加入)が必須です。人的保証は選択できません。
- 年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。
- 「授業料後払い制度」は「特に優れた業績による返還免除」制度の対象になります。
- 「後払い」の授業料支援金は、授業料の減免等により貸与額が少なくなり得るため、現行の第一種奨学金の方が、免除が適用される総額が多くなる可能性があります。
- 一貫制博士課程の場合は、修士段階相当学年(1年生と2年生)のみ「授業料後払い制度」の対象となり、3年生以降は「授業料後払い制度」を利用することはできず、3年生以降も奨学金を希望する場合は現行の「第一種奨学金」または「第二種奨学金」を別途申請する必要があります。
- 「授業料後払い制度」と現行の「第一種奨学金」を両方とも一度に免除の対象とすることはできないため、免除制度の利用を前提とすると、課程を通じて現行の「第一種奨学

金」を使用した方が大きな支援を受けられる可能性があります。よく検討したうえで申請してください。

※令和6年度春の新規入学者は以下の条件に該当すること

- 令和6年度は秋の募集のみとなり、春から希望する場合でも、採用は最短で11月になる予定です。そのため、希望者の前期分授業料は採用が決定(11月予定)するまで支払を猶予し、採用者の生活費奨学金は11月に4～11月の8カ月分が振込みとなる予定です。(春からの希望者は5月に申請受付終了)
- 令和5年度中に第一種奨学金に予約採用された方が本制度の利用を希望する場合、併用不可のため、進学届を提出するまでに現行の第一種奨学金の辞退が必要です。
- 春の在学採用において、本制度希望者は第一種奨学金の申し込みはできません。
- 令和6年度春入学の返還免除内定者は、内定を「授業料後払い制度」に適用できません。令和6年度修士課程進学予定者を対象とした第一種奨学金返還免除内定制度に申請した方は、本制度ではなく、現行の第一種奨学金を申請してください。